

様式2-2 地下水等の水質検査項目等（維持管理、終了届出中） （ 管理型処分場 ）

検査項目	基準	検査方法	検査頻度 最終処分場	測定結果																
				2024年4月5日	2024年5月10日	2024年6月7日	2024年7月5日	2024年8月2日	2024年9月6日	2024年10月11日	2024年11月1日	2024年12月6日	2025年1月10日	2025年2月7日	2025年3月31日					
地下水等 検査項目	(1) カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号）	・埋立開始前 ・1年に1回以上※ ・電気伝導率又は塩化物イオンに異状が認められた場合（管理型処分場のみ）								0.001未満								
	(2) 全シアン	検出されないこと												検出せず						
	(3) 鉛	0.01 mg/ℓ 以下												0.005未満						
	(4) 六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下												0.01未満						
	(5) 砒素	0.01 mg/ℓ 以下												0.001未満						
	(6) 総水銀	0.0005mg/ℓ 以下												0.0005未満						
	(7) アルキル水銀	検出されないこと												検出せず						
	(8) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと												検出せず						
	(9) トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下												0.001未満						
	(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下												0.0005未満						
	(11) ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下												0.002未満						
	(12) 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下												0.0002未満						
	(13) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下												0.0004未満						
	(14) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下												0.002未満						
	(15) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下												0.004未満						
	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下												0.0005未満						
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下												0.0006未満						
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下												0.0002未満						
	(19) チウラム	0.006 mg/ℓ 以下												0.0006未満						
	(20) シマジン	0.003 mg/ℓ 以下												0.0003未満						
	(21) チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下												0.002未満						
	(22) ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下												0.001未満						
	(23) セレン	0.01 mg/ℓ 以下												0.001未満						
	(24) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下												0.005未満						
	(25) 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下												0.0002未満						
その他	電気伝導率及び塩化物イオン (管理型処分場のみ)		・埋立開始前 ・1ヶ月に1回以上	62mS/m	64mS/m	60mS/m	42mS/m	55mS/m	61mS/m	57mS/m	57mS/m	28mS/m	58mS/m	51mS/m	47mS/m					
				150mg/L	150mg/L	120mg/L	110mg/L	110mg/L	120mg/L	120mg/L	110mg/L	110mg/L	93mg/L	91mg/L	83mg/L					
	ダイオキシン類 (管理型処分場のみ)	10pg/ℓ-TEQ 以下	・埋立開始前 ・1年に1回以上※ ・電気伝導率又は塩化物イオンに異状が認められた場合									0.0063								
												pg-TEQ/L								

※ 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等（管理型処分場）、浸透水（安定型処分場）の水質に照らして、地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。